



ひらた行政だより

所得申告相談のお知らせ ～申告の準備はお済みですか～

令和 4 年分申告相談受付が、2 月 16 日から 3 月 15 日まで行われます。申告された内容に基づき「所得税」「村県民税」「国民健康保険税」等が決定されますので、申告に必要な書類や証明書、領収書等の早めの取りまとめをお願いします。

申告会場：平田村役場 別棟会議室					
月 日	曜日	指 定 行 政 区	月 日	曜日	指 定 行 政 区
2 月 16 日	木	小 平 行 政 区	3 月 2 日	木	永 田 行 政 区
2 月 17 日	金	西 山 一 行 政 区	3 月 3 日	金	小 松 原 行 政 区
2 月 20 日	月	西 山 二 行 政 区	3 月 6 日	月	下 蓬 田 行 政 区
2 月 21 日	火	東 山 行 政 区	3 月 7 日	火	打 違 内 行 政 区
2 月 22 日	水	上 北 方 行 政 区	3 月 8 日	水	乙 空 釜 行 政 区
2 月 24 日	金	下 北 方 行 政 区	3 月 9 日	木	上 蓬 田 行 政 区
2 月 27 日	月	駒 形 行 政 区	3 月 10 日	金	蓬 田 新 田 行 政 区
2 月 28 日	火	中 倉 一 行 政 区	3 月 13 日	月	九 生 滝 行 政 区
3 月 1 日	水	中 倉 二 行 政 区	3 月 14 日	火	鴫 子 行 政 区
			3 月 15 日	水	指 定 な し

◎受付時間 午前 9 時 00 分～11 時 30 分／午後 1 時 00 分～4 時 00 分

※3 月 1 日(水)と 3 月 8 日(水)は、受付時間を午後 7 時まで延長します。

※行政区により指定日を設けていますが、都合が悪い場合は、別の日にお越しく下さい。

※車でお越しの方は、役場駐車場をご利用ください。

～新型コロナウイルス感染拡大に伴う予防対策についてご協力をお願いします～

- ・申告相談に来場される方はマスクを着用してください。
- ・役場窓口に設置していた早期受付は行いません。
- ・待合場所が混雑状況となった場合は、自家用車等で待機していただくようになります。
- ・発熱または風邪等の症状があり体調が悪いときは、無理せず、お電話でご相談ください。

そ の 他 ※申告に必要な持参物については、広報ひらた 1 月号をご覧ください。

※前回の申告で営業・農業・不動産・配当金・一時金の所得があった方(青色申告者は除く)に、役場から申告相談通知書を送付します。

※給与所得等の方で年末調整が済んでいない場合は、申告相談にお越しく下さい。

※年金収入のみの方で諸控除のある場合は、申告相談にお越しく下さい。

※マイナンバー制度の導入に伴い、申告書に個人番号(マイナンバー)の記載と申告者の本人確認書類が必要となります。

平田村役場税務課 / 電話 0247 (55) 3113

申告会場(役場別棟会議室) 臨時電話 ※申告相談期間中のみ / 電話 0247 (55) 2859

農業構造改善センター及び林業研修会館管理人募集

募集人員 各1名

業務内容 施設の清掃、環境美化及び維持管理、利用申し込みの受付管理、
鍵の開け閉め、鍵の管理等

委託料 農業構造改善センター 月額 50,000円
林業研修会館 月額 30,000円

雇用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

申込方法: 写真を貼付した履歴書(市販のもの)を総務課に提出してください。

申込期間: 2月17日(金)まで

(土・日を除く、午前8時30分から午後5時まで受付)

総務課 ☎55-3111

マイナンバーカードの申請を随時受付しています。

清掃ボランティアを募集します ～おだいら交流館～

- ・ 活動内容 交流館内の休憩室及びトイレなどの清掃
- ・ 申込条件 ①週1回以上(1回30分程度)活動を行っていただける団体または個人
②無償で活動していただける団体または個人
- ・ 申込方法 企画商工課に電話でお申し込みください。
- ・ 申込期限 令和5年2月17日(金)
※上記の期限以降も随時申し込みを受け付けます。
- ・ その他 ①ボランティア活動の日程等は申込者の希望等を考慮しながら調整します。
②ボランティア活動の終了期限は定めませんので、活動を終了したい場合はその旨お申し出ください。



企画商工課 ☎55-3115

犬の放し飼いはやめましょう！

最近、犬の放し飼いや散歩中のフンに関する苦情が寄せられています。飼い犬が道路や他人の所有地内を荒らしたりすることのないように、飼い主の方は責任を持って飼いましょう。飼い犬のフンは飼い主が責任をもって始末しましよう。

万が一、損害賠償等を請求された場合は、飼い主の責任を問われる場合もありますので、注意してください。



住民課 ☎55-3112